

【出席委員】松永幹哉委員長、村岡 卓副委員長、西岡真一委員、白倉和子委員、
久米勝博委員、松永憲明委員、中山重俊委員、福井章司委員、
平原嘉徳委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】江頭弘美議員、山口弘展議員、宮崎健議員、富永明美議員

【執行部出席者】

- ・総務部 池田総務部長
- ・地域振興部 古賀地域振興部長
ほか、関係職員

【案件】

- ・所管事務調査について

○松永幹哉委員長

ただいまから総務委員会を開催します。

昨日の委員間討議で、公民館職員の任用の件については、委員会として調査を行う必要があるとのことでしたので、所管事務調査を行うため、まず、委員間討議を行いたいと思います。

所管事務調査を行うに当たっては、調査する事項、調査の目的、調査方法及びその期間を決定する必要がありますので、昨日の委員間討議を踏まえ、Side Booksに掲載のとおり、正副委員長で案を作成しております。御手元にお配りしていると思いますが、調査する事項を、「公民館職員の任用について」とし、調査の目的は、「令和3年4月1日から、公民館職員（専門職主事）が市の正規職員として任用されることについて調査をするため」です。方法は「関係部署からの意見聴取及び委員間討議」といたします。期間は「令和2年12月16日から、調査終了まで」としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのように決定したいと思います。

それでは、所管事務調査を行いたいと思います。本日の委員会の開催に当たり、執行部と事前に調整を行ったところ、本日の委員会への出席が可能ということでございましたので、早速ですがこの後、執行部から説明を受けたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、執行部の職員の入室をお願いします。

◎執行部入室

○松永幹哉委員長

それでは、公民館職員、専門職主事が市の正規職員として任用されることについて、6月の総務委員会研究会の折に執行部から説明があった後の経緯も含めてですね、説明を受けてないということもございますので、その点について説明をお願いいたします。

○古賀地域振興部長

すいません、所管事務調査に入る前に、私のほうから一言昨日御報告しました、公民館職員の不祥事について、おわびのごあいさつをさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

冒頭に発言の機会をいただきましてまことにありがとうございます。

昨日、総務委員会の皆さん始め議会のほうにも御報告をいたしましたとおり、地域振興部の公民館職員が、地域からお預かりをしておりました大切なお金を私的に流用するという、あってはならないような事件を起こしてしまいました。この件につきましては、市民の信頼を失墜させるとともに、職員の管理監督を行うべき立場の私の不徳のいたすところということで、謹んでおわびを申し上げます。誠に申しわけありませんでした。

昨日、早速地域の皆さんにもおわびに伺いまして、地域の皆さんも大変残念がられておりました。それからその後すぐに臨時の公民館長会議を開きまして、今回の件については他山の石として、お金の管理はもちろんですけれども、自分たちの仕事をもう一度見直すように指示をいたしました。

これからにつきましては、西与賀の皆さんをはじめとした市民の方、それから、議会の方においても、信頼を回復するよう全力を挙げて努めていきたいと思っておりますので、何とぞどうぞよろしくお願いいたします。

○松永幹哉委員長

この件について、委員の皆様、意見等ございませんか。

○福井委員

本件についてはマスコミの問題にもなったし、昨日、臨時の公民館長会議も行われたということでございますが、これ館長会議は全館長を集められての会議ですか。

○古賀地域振興部長

はい、そのとおりでございます。

○福井委員

今回、我々も所管事務調査を始めるに当たりまして、公民館主事の話で議論をすることになりますけど、いろんな方々の意見をこの事件を通じてお伺いしますと、主事さんのみならず館長さんのレベルアップっていうか、認識の足りなさみたいなことが非常に顕著に出てるんじゃないかと、こういうことがあっております。ある面では、そういう点ではきちっとしないといけないので、今回主事さんの問題をメインに議論することになりますけれども、館長さんの監督、そして、再度の教育、この辺のことをきっちりしなきゃいけないということは、いろんな方から意見も出てるものですから、その辺について、部長の認識を改めて確認させていただきたいと思えます。

○古賀地域振興部長

館長につきましては、定例の館長会議を行っております。そこで情報共有、それから、今福井委員がおっしゃったとおり、館長としての公民館のマネジメント、そういったのにも十分注意をいただくように言っておりますけれども、今回この事件が発生しまして、管理監督する立場の私として、まだまだ不十分というふうに認識を改めましたので、これからは、もっと、一つの館の運営者、監督者として、きちっと運営をしていただくように指示をしてまいりたいと思えますし、当然、情報共有の場というのを、さらに設けていきたいというふうに思っております。以上です。

○松永幹哉委員長

それでは、所管事務調査に移っていききたいと思います。先ほどの公民館職員の任用の件について説明をお願いします。

◎公民館職員（専門職主事）の任用について 説明

○松永幹哉委員長

ほかに補足説明ございませんか。それでは、ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。質疑のある方は挙手をお願いします。

○松永憲明委員

募集は、採用予定人員 25 名程度となっているわけですが、合格者が 21 名ということで、そこら辺はどういうような捉え方になっているんですかね。

○人事課人事係長

あくまでも、この募集してる時点で25名を予定するっていうことであって、一定の水準に満たす方がそれ以下であればですね、そこまでしか取らないというようなことで数字を設定してます。

○松永憲明委員

選考試験なんですよ。あくまでも選考試験ということになってると思うんですけども。当初、公民館主事の方々に対する説明っていうのが、どういうふうになされとったんでしょうか。これは公民館担当のほうからからお答えいただきたいんですけど。

○大坪公民館支援課長

昨年の10月17日に専門職主事全員集めまして、今回の職員採用試験の経過の報告をさせていただいております。その中で、採用に当たっては、競争試験ではなく選考試験で実施をしたいということをお伝え、ただし合格者数については、事前には決定せずに、一定の合格ラインを超えた者は全員合格とするという説明をさせていただいております。以上です。

○松永憲明委員

それだけですか。何かほかにも少しやりとりはありませんでしたですか。

○大坪公民館支援課長

説明会のときは、あくまでこの時点でということだけでこれを、合格についてはこのことを説明させていただき、そのほかに、採用時の給与のこととか、今回は公民館の専門職主事ということで、他部署への異動等は考えていないとか、そういったことについて説明をさせていただいております。

○松永憲明委員

その後、10月17日以降で何かやりとりはありましたですか。

○大坪公民館支援課長

翌年の2月20日に、その後の経過ということで、先ほど人事課のほうから説明がありました採用のスケジュール、それから、採用条件として、令和3年4月2日時点で59歳以下の者、それから、給与の格付等についてその時の案を説明しております。以上です。

○松永憲明委員

いや、12月かな、意見交換がなされているんじゃないですか。違いますかね。給与だとか、昇給かれこれ含めてですね。職員体制をどういうふうにするかとか、選考試験までのタイムテーブルとか、何か、そこら辺は。あっごめんなさい、これは昨年でした。すいません。私が間違っていました。

○福井委員

合格者21人、補欠合格6人なんですけど、各公民館です、ある程度その経験を積まれてこられてると思うんですけども、2名が不合格ということなんですけど、もちろん個人名は出さないんですけども、何年公民館専門主事としてされてきたのか、また、年齢はわかりますか。

いや、要するにね、何て言うのかな。今、個人情報だからということかもしれないけども、今回この問題を詳しく議論するという背景になったときに、公民館側としてはぜひ必要な人材であってほしいというような形が、今回こういう形で試験を受けられる。受けることはいいんですけども、現場の中から重要な人材が——手足をもぎとられる形になることは決して望ましいことと思えないと、こういうふうな意見も出てるわけですね。そういうことも含めて、実態については、少し掘り下げて聞かせていただければと思うので、可能な限りの答弁があればちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○人事課人事係長

先ほど福井委員言われたように、年齢とか細かいところは個人情報になってきます。今回、不合格となったお2人の方は両名ともですね、平成18年の4月から公民館主事として、当時は地域委託だったんですかね、仕事をされてる方となっております。以上です。

○村岡副委員長

ちょっと確認なんですけども、今回、公民館の専門職主事の身分を、これまでの任用の形態を変えて、佐賀市の正規職員として迎えるということで、6月に研究会を開いていただいたんですけども、そこに至った経緯としては、今年の4月から会計年度任用職員制度が始まりましたけども、それでは

対応できないのでというところが出発だったと思うんです。ということは、今回、33人について、60歳を超える方は4人おり、それ以外の29人が対象になるので、その扱いを佐賀市でとれる雇用形態に合わせなければいけないから、選考試験という形をとらざるをえないのでという研究会での説明だったと思うんです。となると、その基準に達している達していないというのが、そもそもの採用人数、先ほど29名に対して25名程度っていう、言われる数字の設定の仕方がどうだったのかなっていうふうには感じるんですけども。その辺のところは、基本的には全員合格というのを、求められてたわけではないということですか。

○大坪公民館支援課長

研究会の中で、選考試験で採用試験を行いますっていうことを説明させていただいてきました。

公務員の試験は競争試験か選考試験でしか採用ができません。今回この専門職主事につきましては、一定期間の公民館での勤務という実績があることをもって、競争試験ではなく、選考試験を実施させていただいたところでございます。ただし、選考試験といいますが、あくまで採用試験でございますので、そこについては、一定の合格ラインっていうのはあるのかなというふうに判断しております。こちらとしては、全員がその合格レベルに達しているというふうには思ってたんですけども、結果としてこういったことになったというふうに判断しております。

○村岡副委員長

通常の選抜試験の場合ですと、一次試験、二次試験という形で、順を追ってというような形になると思うんですけども、今回は試験の期日は別とするんですけども、一体的に判断をされたということなんですけども、達してるか、達してないかというのはそれこそ、最初に開催された試験の結果で、もう既にわかるようなものではなかったと。いわゆるそれまでの経験というのがベースにあるというのは、試験期間中にその評価が変わるわけではないんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺の選考過程というのは。

○人事課人事係長

先ほど説明しましたように、今回はですね、総務部人事課資料1の3番、試験方法に掲げているこの五つの方法で審査をして合格を出してるんですけども、今さっき言われた一次試験っていうのが基礎能力試験と適性検査、こちらになります。通常であれば、基礎能力試験で70点以上とか、普通は募集人員がありますので、募集人員の2倍とか3倍とかという設定をして、上から順番にとって下をきります。ただ、今回募集人員は何人までとかはなく、上限は29なので、そこを前提として一定の足り基準をつくるということもできたんですけど、そうすると、この学力試験だけで切ってしまうことになるので、そうはせずに、学力試験は1要素であると。それに、勤務実績の評価と、作文試験の点数ですね。面接試験、全部を合わせて100点満点に換算して、何割以上取っているから合格というような基準をつくってました。その全部を合計して、人事課の設定基準以上になった方をすべて合格させるというふうなことで考えておりました。以上です。

○村岡副委員長

対象が29名と限られてますので、試験を受けていただく以上は、それまでの実績を踏まえた上で、試験を受けてくださいという声かけがあったかどうかわからないんですけど、その時点で基本的には、先ほど言われたような勤務実態ですとか、面接をされてのやりとりなんかというのは、お勤めいただいている方に対しての面接という形なので、日ごろの人間性ですとかそういったものもしっかりわかった上で試験を受けていただいているというふうに考えれば、いわゆる、個々の基礎能力ですとか適性のものだけで判断するっていう方法が普通なんじゃないかなというふうに——ちょっとこれはちょっと考え方の一つかなと思います。要するに、落とすための試験じゃないっていうことであれば、そちらの評価というのはある程度決まった方に受けていただいているというふうに捉えるものなのかなというふうに思う。その点どうですか。

○大野人事課長

一つの考え方で私も理解できるんですけども、今回、非常勤職員から正規職員になるということ

で、一つは公務員としての身分を退職まで与えるっていう形になります。通常では公務員試験は一般試験というのが通常なんですけれども、その中で、一般公募受験者っていうのがですね、通常試験を受ける方っていうのは、普通学力試験を受けて非常に一生懸命頑張って受けて、1次試験に受かったら2次試験の面接に向けて非常に頑張っているような、非常に苦勞をされている方もいらっしゃると思います。その人との公平性っていう部分もやはり考えなければいけないということで、学力試験という部分もやはり課さなければいけないし、作文試験っていうのはやはり必要だということで、実施したところでございます。

○松永憲明委員

6月の総務委員会研究会の折に、西岡委員のほうから、競争試験ではなく選考試験ということではないですか。一定能力評価ができていないっていうのはそういう理解でよろしいですかという質問があった中で、公民館支援課長のほうからは、毎年、市職員同様に人事評価を実施させていただいております、それから、平成18年度から雇用してきておりますので、公民館主事としての研修を十分積んでおり、選考試験を実施しても、十分職員として任用できるというふうに考えております、こういう答弁だったわけですね。

私が公民館職員の方々いろいろな話を聞いた中でもですね、そうたいしたものではないと。あなたたちはもう十分合格できるみたいな話だったと、そういう表現だったんですよ。ほとんどニュアンス的には一緒だったと思うんですよね。かなり優秀な方でも、かなりハードな仕事をされている状況にあります。オーバーワークをされているような状況がありまして、なかなか受験勉強には余力が回らなかった面もあったようです。ですから、合格にならなかった主事の方々はですね、一生懸命やってきたけども、58にもなってもこの結果でどうするかなあ、次の仕事も見つからんよということで、モチベーションがもう全く落ちてしまうわけです。落ちてしまっておられるわけですよ。それが3月に会計年度任用職員を受ければいいのかということでは事済まんわけですよ、そんな状況では。私ならやる気はせんと思うんです。だから、当初、公民館職員の方々が受け取られた思いっていうのは、ほとんど自動的に、形式的に試験をするんだなという受けとめ方が強かったんじゃないかと思えます。そこら辺がきちっと伝わっていたのかどうか。そこはどうなんですか。

○大坪公民館支援課長

先ほど委員がおっしゃったところでいきますと、職員の中にはですね、どういった内容の試験があるのかとか、どういったところを勉強すればいいのかとそういったことを聞いてくる職員もおりましたので、全員が合格するというふうな認識で——もう試験を受けさえすれば、合格するというような認識であったというふうには思っておりません。試験勉強を頑張って取り組んでくれた職員もおりますので、そこはそういうふうに頑張った職員というところは、私たちは認めているところです。以上です。

○松永憲明委員

それはちょっとおかしいんじゃないの。問い合わせがあった者にはね、勉強しておきなさいよということを書いて、そうじゃない人にはね、何も言っていないっちゃうことですよ。これ、明らかな差別じゃないですか。

○大坪公民館支援課長

試験の内容はあくまでも高卒程度というふうに言っておりますので、そこで差別というふうなことではなくて、公務員試験の問題集というのは、本屋さんとかに売っておりますので、内容等については、わかる内容ではないかというふうに思います。

○松永憲明委員

だからね、補欠合格になった人あるいは不合格になった人の中にも、かなり優秀な公民館主事の方がいらっしゃるわけですよ。地元の方々からの信頼も厚く、ほんとよく活動されているという方々がたくさんおられるわけですね。そういうところが、我々として、地域の人が聞く声、それから公民館主事の方々の声からしてですね、こんなやり方でいいのかという思いが——ストレートにそうおし

やらなくてもですね、かなり不満がたまっているというふうに私は受けとめているわけです。だから、今度のやり方がよかったのかなあというふうに思うわけです。だから申し上げてるわけ。

○大坪公民館支援課長

繰り返しになりますけれども、先ほど人事課長が言いましたように、一般の試験を受けてらっしゃるという方もいらっしゃいます。その中で、公民館の専門職主事だけ受験することで合格を保障するっていうのは難しいと思いますので、一定程度の成績は必要だというふうに判断しております。以上です。

○福井委員

今ずっとやりとりを聞きながらですね、人事課長も言われました。非正規から正規になることなので、一定の成績を上げてほしいんだと。これは、正当な理屈であるんだけど、公民館の専門職主事っていうのは、地域のために骨身を削ってやってる部分があるわけですね。非常に地域にとっても大切に、優秀な人も結構いると。こういうふうな部分があるとすると、ただ、受験のためにやってる人と同じような扱いでなくてもやるということについてね、結構公民館サイドあるいは地域の人からは、先ほど、松永委員言われたようなこと——そういうやり方でよいかかいという声が出てるんですね。

確かに、正論は正論でしょうね、一定の学力がないといけない。それで試験の合格が基礎能力と適性検査を含めて——特にその基礎能力は高卒程度というけど、やっぱりいろいろ現実やってて、仕事に追われてて、試験を受けたときに——我々もいろんな試験を受けてる。学力高卒程度と言っても、我々が受けたって、受からない場合があるわけですよ。だから、ただ単に高卒程度という表現じゃなくて、試験は試験のカードでも質問も出てくるわけだから、それがうまくいかない部分があるから、やっぱりそう考えてくるとね。現場の公民館サイドの声っていうのはやっぱりもう少しきちんと聞いておいてやっぱり、本来はだから25人という想定は全然上がってほしいという気持ちだったかもしれないけども、結果的にこうなってきたということは、やっぱりそれは足りみたいになってしまうこともあるんで、その辺のことについての問題点というか、あるいは現場とのかみ合わない部分があるということについて、皆さん意見というか疑問を持って、今回臨まれてるんで、その辺はどうなのか。やっぱり現場の公民館サイドの、地域の実情とかっていうのは、全くこれ考慮されてないということですね。今回の試験に当たっては。人事課あたりがすると、地域の実情とかはブラインドになってるだろうから。それでいいのかということなんです。公民館支援課も含めてね。両方の声聞いてみたいと思うんですけど。

○大野人事課長

人事課としては、先ほど言われたように基礎能力——学力だけを重視しているわけじゃなくて、本来であれば一次試験で学力でカットするというのが通常の試験なんですけども、そこはもう絶対やめて、実際これまでの勤務実績というのも重視したいので、学力だけで切るというのはやめたわけなんです。ですので、実際の勤務実績っていうのを公民館支援課のほうからいただいて、総合的な評定を行いまして、判断をしたところでございます。

○人事課人事係長

補足でいいですか。確かに委員言われるとおり、実際長年の公民館主事としての実績はあるので、勤務実績のほうをより重視したいということで——配点の割合を決めるんですけど、学力試験の割合、勤務実績の割合、面接の割合というのをですね。ちょっとここでは細かく言えないですけど、その割合を決めるときも、できるだけ勤務実績のほうを重視するような形で決めております。で、その勤務実績というか人事評価の中には、地域とのつながりや連携を強化する取り組みをやっているかとか、情報発信をどうやってるかとかいうのを評価項目に入れておりますので、一定その部分でですね、地域からの信頼とか地域との関わりっていうところは評価ができてるといいうふうに考えております。以上でございます。

○大坪公民館支援課長

先ほどの人事評価の部分、勤務評定の部分でいきますと、職員を監督している公民館長、それから

私の評価を合わせた形で勤務評定をさせていただいております。その中で先ほどありました、公民館を利用される方の人間関係とか、関係性とか、そういったところを見させていただいております。以上です。

○福井委員

公民館長と公民館支援課とで総合的に評価してということで、具体的にどういう対応をされたんですか。

○大坪公民館支援課長

私たち職員の人事評価と同じように、前評価、後評価ということで、最初に館長の評価があって私の評価があって、そこで総合的な評価をさせていただくという部分と、あと、職員に面談をして、日ごろどういった感じの勤務をしているのかというふうな聞き取りをさせていただきました。以上です。そういうところで総合的な勤務評定の判断をさせていただいております。

○福井委員

今おっしゃったことは、具体的な点数として、最終的には加味されてるということですね。

○大坪公民館支援課長

先ほどから人事課のほうの説明がっております、今回の採用試験の点数の中に含まれております。

○松永憲明委員

手元に、令和元年度の公民館運営評価結果一覧というのを持ってるんですけども、今おっしゃっている評価は、これとはまた違うということなんですかね。

○大坪公民館支援課長

それは各公民館、人ではなくて公民館施設のほうの評価になります。

○松永憲明委員

公民館の主事さんたちはですね、オーバーワークをかなりされているわけですよ。公民館の専門職主事がいるからこそ、まち協づくりだとか運営もこれまで連携がうまくとれてやってきとったと。頑張ってるってやってきたんだということをおっしゃってるわけですね。いやとか、そういうことじゃなくて、私たちが頑張ってるからこそうまく回ってるんですよということをおっしゃっておられました。そういった認識はお持ちであったんですか。

○大坪公民館支援課長

公民館の役割の中に、そういった地域の団体の支援というものは入っておりますので、当然職員はそういうことに取り組んでもらっているというふうに認識しております。

○松永憲明委員

それでやっぱり、かなりオーバーワークがありますということだったんですよ。そういう状況の中で、今度12月に会計年度任用職員の選考試験があるということで、勤務時間が6時間っていうふうに書いてありました。とてもとても6時間でおさまるような実態ではありませんということをはっきりおっしゃるわけですよ。ですから、この選考試験が行われた状況の中でも、相当オーバーワークしながら、日々仕事をこなしておられた状況があったんじゃないかなと思うんです。そういうところが、自分の都合のいい日にち、場所も都合のいいところで受けてくださいと、そういうようにしたからっていうふうにおっしゃるかもわかりませんが、日頃オーバーワークしながら頑張ってるから、そういったところの実態もよく踏まえて、この選考試験のやり方をもう少し周知しながら、皆さん方が平等な条件のところで行うという必要性がなかったのかどうか。そこら辺がどうなのかなと思うんです。いかがお考えでしょうか。

○大坪公民館支援課長

時間外勤務の把握は公民館支援課のほうでも行っております。時間外勤務が多い職員につきましては、館長を通じて、仕事の見直し等の話をさせていただいております。以上です。

公民館職員につきましても、職員の出退勤システムで時間外勤務の届け出をするようになっておりますので、その中で、どの職員が何時間というふうな——時間外勤務が多い職員については、こちら

のほうで把握ができるようになっていきますので、個別に話をしたりして、できるだけ長時間労働にならないように心がけていったところですよ。以上です。

○松永幹哉委員長

ちょっと確認なんですけど、会計年度任用職員の採用、12月1日から15日までの募集の案内がホームページにも上がってましたけども、会計年度任用職員の応募に対する受験資格ってどういうふうになってるのかな。

○人事課人事係長

公民館主事に限らず、一般的な会計年度任用職員は、職場が100ちかくあります。それぞれの会計年度任用職員に必要な資格とか経験は、職場それぞれで決まっております。今回の公民館主事については公民館支援課で把握しており、人事課では把握しておりません。詳細については公民館支援課から説明します。

○公民館支援課公民館支援係長

今回の公民館職員の応募については、特にどういった資格を持ってなければいけないとか、そういうことは求めておりません。

○松永幹哉委員長

そうすると、書類を出して、面接が10分程度というふうに書いてあるんだけど、ある程度、採用に当たって、任用に当たっての、その人の能力人となり含めて、今回はあくまでも12月1日から15日までの募集の分の対象は、今の主事さんを対象とした募集ということですか。そうではない一般も含めた募集なんですか。

○公民館支援課公民館支援係長

一般を含めた募集を行っております。

○松永幹哉委員長

一般含めた場合に、面接1回で10分で大丈夫？選考し任命する評価として面接だけなの？そこをもう1回。

○大坪公民館支援課長

今回の会計年度任用職員の公民館職員については、面接試験で採用を決定することになります。

○村岡副委員長

公民館の会計年度任用職員の募集申し込みが12月1日から15日までということなので、ちょっとスケジュール的に確認させていただきたいんですけど、先ほど、主事さんの面接が10月上旬に作文と面接をやって、当然そのあと合否が判定されたと思うんです。合否判定されてから、具体的にいつ合否の判定が出て、主事さんたちに合否のお知らせ——たしかこれ、委員会で話聞いたときに、合格・採用に至らなかった方には、会計年度任用職員の募集の案内をいっしょに案内してるってたしかおっしゃったと思うんです。なので、いつ、主事さんたちにその通知がいった、この募集が始まったのかっていうのを、確認させていただきます。

○人事課人事係長

こちらのほうから結果通知を出したのが12月9日です。今回の採用試験を受けるに当たって、メールアドレスをシステムで登録してもらってますので、システムに登録しているメールアドレス宛てに、こちらのほうから結果通知を送付しましたので御確認ください。合格された方はですね、いろいろ書類を出してもらう必要がありますので、そのあたりの準備をお願いします。そうではない方は、先ほど言いました会計年度任用職員とか、あと任期付き職員ですね、一般の任期付き職員もありますので、そちらのほうの募集を今現在行ってますので御検討くださいみたいな形で、12月9日に通知をメールで送ってます。

○村岡副委員長

合否が本人さんに伝わったのは12月9日以降だと思うんですけども、市として判定をされたのはいつ？

○人事課人事係長

最終的にはですね、合格の判断で決裁をとったのが12月8日です。

○村岡副委員長

会計年度任用職員の募集で公民館長と公民館主事の募集を開始されたのが12月1日じゃないですか。可否の判定が決裁出たのが12月8日、1週間後ですよ。募集されてる人数が主事10名程度ってなってるんですけども、可否判定前にこの数字を出された根拠っていうのはどういうところなんです？

○大坪公民館支援課長

今回、専門職主事を正規職員にすることで、一般職主事を公民館から引き上げたりする部分がありますので、会計年度任用職員が任期満了で新しく募集をする分と、正規職員の異動等を加味して10名程度という人数で募集をさせていただいております。

○村岡副委員長

今回、8日に決裁出された可否判定が、差し引きの数でいうと、29名受けられて採用となるのが21名ですので、補欠がどういう扱いになるかは別として、8人が減るっていう結果だったから、これくらいの募集の数だったのかなというふうに思ったんですけども。結果論なんですけど、これがもし全部合格であっても、10名程度の募集は変わらなかったっていうふうに理解していいんですか。

○大坪公民館支援課長

10名程度は変わらなかったということで御判断いただいて結構です。

○村岡副委員長

ということは、専門職主事が正規職員という立場が変わるので、一般職主事を引き上げる人数っていうのは、今回の専門職主事の合格の数で、最終的に調整するようにしてたっていうふうに理解していいですか。

○人事課人事係長

おっしゃるとおりです。全員上がったという前提で、一般職主事をどの程度引き上げるというのも想定してたんで、一応その想定の数で、多く加味してですね、公民館支援課の方のほうで人数を出されてたのではないかと思います。以上です。

○白倉委員

そもそも、私たちが所管事務でお聞きしたいっていう基本のところはですね、当初、正規職員として試験をするということを、どれくらいしっかりした認識が現場の方にあつたと考えられておられるのか。例えば、6月のときの資料を見ましても、公民館職員専門職主事の身分についてっていうところで、方針案として、公民館職員専門職主事を正規職員として任用すると。その下に括弧書きで、令和2年4月1日時点で専門職主事数33人と、1番上にこう書いてあるんですね。それからずっと下って行って、適性とか任用条件のところ、1番上、正規職員を希望する専門職主事に対して選考試験を実施するというふうな感じでポツポツと六つのポツの中の一つぐらいに書かれてるものですから、その33名は正規職員として任用するというふうな認識がまずもってあつたんじゃないかなっていうふうなことを感じるんですよ。そのあと、やる気のある方は、問い合わせにこられましたとかいう言い方をされましたけれども、どこまできちっとした意思確認ができていたのかっていうのが甚だ疑問なんです。ですからそのところの説明、何回かされた中でやりとりした意見とか、そのあたりを聞かせてください。そういう誤解があつたならですね、これはやっぱりゆゆしきことなので、そのところしっかりと聞いておきたいと思います。

○大坪公民館支援課長

6月の研究会で説明させていただいたところ、先ほど委員さんが言われた1番上のポツのところ、選考試験を実施するというので、説明させていただいております。あくまで選考試験ですので、合格については保障するものではないということで、昨年10月に全部の専門職主事に説明をした際にも、一定の合格ラインを超えたものを全員合格とするということで話をさせていただいております。

ので、全部の専門職主事の合格を保障したということはないと私は思っております。

○白倉委員

紛らわしいんですけども、この資料に選考試験を実施するっていうのは確かに一文入ってるんですよ。1番最後のほうのポツの一行目に小さい字でですね。でも、方針案のところ、専門職主事を正規職員として任用すると。今後そういう方針だということですね。その下の(2)、令和2年4月1日時点での専門職主事数33人って書いてるからですね、33人がもう正規職員として任用されるんだというふうな意味合いにとりがちなんですよ。ですからそのところがですね、もちろん試験で全部の合格を保障するものではない、採用試験ですからそれはもう当然なんですよ。ですからそのところをしっかりとですね、きちっとした意思確認をしたのかどうかっていうのを、どんな考えますかね。やっぱりそこは誤解があってますよ。確かに。

○大坪公民館支援課長

繰り返しになりますけど、任用条件のところ、説明をさせていただいた内容については、公民館職員、専門職主事にも徹底させていただいております。任用条件の、1番最初のポツのところ「正規職員を希望する専門職主事に対し」というふうに書いているところが、昨年、全部の専門職主事に面接をして、こういった試験を行いますという話をしたときに、全員が正規職員を希望すると言ってはなかったの、希望する職員に対して、選考試験を実施するという表現になっておりますので、選考試験を実施するっていう部分について、専門職主事が認識していなかったということはないというふうには私は考えております。

○松永幹哉委員長

1時間を過ぎましたので、ここでしばらく休憩をとりたいと思います。再開4時15分にします。暫時休憩します。

◎午後4時5分～4時15分 休憩

○松永幹哉委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。先ほど質問が幾つかあっておりましたが、引き続き、質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手をお願いします。

○白倉委員

先ほどの休憩前のきちっとした認識を持って説明されましたかっていうことに対しては、その辺も含めてきちっと、当落も含めてありうるということも含めて説明したっていうことでいいんですね。

○大坪公民館支援課長

はい、そのように認識しております。

○白倉委員

ちょっとお聞きしたいのが、補欠合格者の6名出てらっしゃいますね。職員の募集はもう既にかけられてて、補欠合格者6名の方の対応といたしますか、今どういうふうな感じに説明されているんですか。例えば、この人たちは、補欠合格の中でもある程度こう保障されるような言い方をされてたら、新しい試験を受ける必要ないわけです。そのところはどういうふうになっているんですか。

○人事課人事係長

先ほど説明しました、12月9日に送付しました結果通知、合格、不合格、補欠ですね。この通知の中で、辞退等が生じた場合は、合格者の中で、辞退等が生じた場合に繰り上げで合格にするという可能性がありますということで、基本的には、年度末までの期間までにこちらから通知をしますよというような形で通知を送っております。

○白倉委員

そうしましたら、29名の試験の中で、21名が合格されたと。補欠が6名と。21名の中から辞退が出たら、6名の方にもチャンスがありますよっていうふうなものなんですか。

○人事課人事係長

公民館主事だけではなく、一般事務Aも含めての話になります。それはもう重々承知――

○白倉委員

もちろんそれは重々承知しておりますが、公民館主事に関しては、評価ですね。評価点とか、面接とか、原課の課長と公民館長とかいろんな部分があったわけですよ。ですからあえて聞いているんですが、21名じゃこれ足りるんですか、足りないんですか。21名の方が辞退すると考えにくかった場合——今合格されているのは21名ですよ。もともと、29名の人員が21名合格されてるわけですから、これで人員は足りるんですか。あとは、こっちのほうで、補てんするんですか。新しい募集のほうで補てんされるつもりですか。21名に辞退が出なかった場合、6名の補欠は採用のチャンスがもうないわけでしょう。辞退が出た場合っていう意味じゃないんですか。

○人事課人事係長

今、公民館主事が21名合格しています。この方たち基本的に辞退はないと思います。なので、先ほど言いました——今回、専門職主事が正規職員になるということで、一般職主事を順次引き上げるというのが前提になっていますので、その人数が減ることになります。専門職主事が21人しか合格していないということであれば、一般職主事を引き上げる人数が減ります。その分は採用しなきゃいけませんので、そちらのほうで、補欠合格の方を追加で合格させる必要があります。その一つとして、今回のこの公民館主事の補欠の方を、順次ですね、そういった増員とか、辞退とか、機構改革等で増員の可能性もあります。そういった場合に、順次その補欠の方を合格としていくというような形になります。

○村岡副委員長

すいません、ちょっとこれさっきの、きのう締め切られた分の会計年度任用職員の方の採用状況によらずですかね。10名は10名とった上で、その補欠の6名の方は、その採用される人数10名にかかわらず、採用に変わる可能性があるっていうことですかね。

○松永幹哉委員長

わかる方が……

○村岡副委員長

ちょっと待ってください。その6名の補欠の方は、15日までだった会計年度任用職員の採用試験に申し込めるんですよ。案内があつてるっていうことは、そこで採用されると補欠が取り消されるんですか。

○人事課人事係長

当然、補欠の方も申し込む権利はありますし、もし、補欠で合格されれば、会計年度のほうの申し込みされてるほうを辞退するという形になると思います。前提としてですね。

○松永幹哉委員長

先ほどの、副委員長が質問した10人丸々とっても、6名は補欠として採用の可能性があるのかという点について答弁は。

○池田総務部長

補欠の部分の考え方がわかりにくかったんですけど、この公民館主事だけの補欠ではなくて、市全体の職員の要員といいますか、需要、それによって、補欠の繰り上げ方、部署を新しくつくったり、増員があつたりとか、そういった職員の需要によって変わってきます。なので、確かにこの公民館の21名の合格者、恐らく辞退はないと思いますけれども、そういった市全体の職員の正規職員の需要によって、繰り上げ合格という形になっていきます。

○松永幹哉委員長

それは公民館職員としての繰り上げなんですか。

○池田総務部長

一般職主事を引き揚げますので、この本庁ですとか、職員の、要員の都合で引き揚げますので、そこでもってこの主事の補欠者を繰り上げ採用していくという形になります。以上でございます。

○松永幹哉委員長

ということは、先ほど質問があった10人の会計年度任用職員の任用があった場合には、充当していかれるわけですね。その6人の枠は、限りなく少なくなるわけでしょう。それを、会計年度任用職員をそこに充てていったら。一般までそれは募集をしているということだったから。違うのかな。

○古賀地域振興部長

今公民館に勤務している職員が、専門職主事、正規職員の一般職主事、会計年度任用職員というのがあります。会計年度任用職員として10人ぐらいはあくだろうということで募集をします。それと、専門職主事は、さっき言ったとおり、21人とりあえず合格を出してると。それと、一般職主事は正規職員ですので、さっき総務部長が申し上げましたとおり、本庁内で正規職員が足りなくなったら、一般職主事を引き上げると。そうすると、公民館の主事が減りますので、その穴埋めは補欠の6人をずっと充当していくということになります。この補欠の職員は基本的には公民館にしか勤めないというのがありますので、一般職主事を本庁に戻した、それが何人ぐらいになるかによって、補欠が繰り上がっていくということになります。以上です。

○白倉委員

その補欠は3月31日までって言われましたですね。補欠の有効期限と言ったらおかしな言い方ですけども、それまでにその辺が見えてきたらっていう話なんですよ。

○池田総務部長

おっしゃるとおりでございます。

○白倉委員

人事課から見えてますから、その辺のところの見通しっていうのはあるんですか。補欠6名を雇用する見通しっていうのは。

○人事課人事係長

例年、結構辞退者が出てきます。いつも補欠はかなりの数とっているんですけども、一般事務Aと言われる、一番、大卒程度の一般事務。こちらもぎりぎりだったり、足りなかったりしている状況です。今年の場合、コロナ禍ではっきりわからないんですけども、今年も一定程度辞退が出ると想定しております。なので、一般事務Aの補欠を使いながらですね、足りない場合は公民館のほう、公民館主事のほうの補欠のほうも、追加で合格していくという形になろうかと思えます。

○福井委員

結局、今回の対応によってですね、途中でもちょっと1度質問してお答えいただいた分ですけど、公民館長と相談されましたかと。一応、意見交換をしますよということですけど、この結果について、公民館長サイドからも、ちょっと予想外というというような感想が耳に入ってきているんですよ。このままでは大変だなというふうな声もちょっと出て来ていることもあるとすればね、今後、その辺をどうしていくのかっていうことが一つあると思うんですけど、その辺は公民館長との意見交換なり今後のあり方について、公民館支援課はその辺どのように考えられているのか。

○大坪公民館支援課長

今回の職員採用試験の結果を受けてですね、今までの公民館の運営は、今までどおりいくように、そこは会計年度職員等の人員の配置とあわせて、人事異動等で、各公民館の力が均等になるようにしていきたいというふうに思っております。以上です。

○白倉委員

ちょっと確認しときたいんですけども、前回6月のときに私たちが説明を受けた、60歳を超えた方4人については、正規職員としては任用できないからですね、現行制度に基づく任用を経過措置として継続するっていうのは、これはもう間違いはないんですか。その60歳を超えた方はそれを希望されているっていう認識をお持ちで——人員配置の人数に関係してくるんですから、その辺も確認されているのかどうかっていうのをお願いします。

○大坪公民館支援課長

4名の60歳を超えてる職員の方については、現行の専門職主事の制度を継続、最後の方が65歳に

なるまで継続するということになります。現在、その再任の意向調査をしているところです。4人の職員に、更新しますかという調査をしているところです。

○松永幹哉委員長

ということは、佐賀市の公民館職員の任免、職務時間対する規定、規則については、そのまま65歳を迎えられる方がおられるまで継続ということですね。

○大坪公民館支援課長

今回の条例改正の部分でも、専門職種については65歳までというふうな規定がそのままになっておりますので、令和8年3月31日になくなるという条例で規定をさせていただいております。以上です。

○白倉委員

これは制度上仕方ないことなんでしょうけれども、正規職員の方と60歳以上の方とは、基本給を含めて待遇がちょっと違ってきますですよ。対象者から意見とか出てませんか。もうそれは仕方がないと飲み込まれているんでしょうかね。制度が変わったことによって、差が出てくるわけですから。その方たちの責任でも何でもないですよ。佐賀市の制度が、職員制度が変わったことによって、今までの関係が変わっていくわけですから、そこは何か意見出てませんか。

○大坪公民館支援課長

まず、今度新たに正規職員として任用される職員の給与等がどれくらいになるのかっていうのは、ちょっとまだ説明できていない状況ですけども、専門職主事として残られる4名の方から、現状で差が出るということについて——差が出る出ないはちょっと今、現状でわからないんですけど、そこについては今のところ意見はございません。

○村岡副委員長

今ちょっと待遇に差が出るっていう話が出ましたのでお伺いするんですけど、専門職主事でお勤めされてある状況と、今回不採用になられた方で、会計年度任用職員を——もう締め切られてますので受けられるかどうかわからないんですけども、仮にそちらのほうで採用されるとなると、当然、待遇が変わってくると思うんですけども、大体どれくらい差がつくもんなんですか。全然違ってくるんですか。どれくらい下がっちゃうのか。

○大坪公民館支援課長

ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○松永幹哉委員長

調査しているところ以外の質問であれば。

○松永憲明委員

来年度以降ですよ。公民館の専門職主事の配置というのは、どうように考えていかれるつもりなんですか。いろんなものの文書の中には、もうこれ以上専門職主事をふやさないんだっていうことで、その人が60歳になった時点で、もうすべてなくなるという書き方がされとったと思うんですね。その理由を含めて、お答えいただけませんか。

○大坪公民館支援課長

まず専門職主事という職が公民館に限った職員になりますので、公民館だけに勤務するっていうこと。正規職員の場合でいきますと公民館だけに勤務するっていう職員だけではなくて、いろいろな部署を回る一般職、通常我々と同じような行政職で募集するのが公民館に勤務するのにもいいだろうというふうに思っております。それと、前回の委員会のときも説明させていただきましたけれども、有資格、社会教育主事とか有資格者を積極的に会計年度任用職員として採用することで、公民館だけに勤務する職員っていうのを採用する必要はないのではないかというふうに考えております。

○松永憲明委員

意味は分かったんですけども、もう大もと、委員会の中でも私お尋ねしたと思うんですが、専門職主事の必要性ということについてですね、どういう認識なのかっていうところが問われているって

いうふうに私は思うんですね。だから、公民館主事の免許を取得している方であれば、普通の一般職員でもいいと、それでいいんだと。あるいは、免許を持たなくてもいいという考え方なんですか。持っていることがいいことなのか、持たなくても、公民館の勤務でやってくださいよっていうふうに、人事上回ることもありますということを言われてるんですか。

○大坪公民館支援課長

専門性のところは、そういった資格をもった会計年度任用職員で担保していく。もう一つは、今回の委員会の中でも説明させていただきましたけれども、行政職員でさまざまな職場を経験して、市長部局のいろいろな施策と一緒に事業を進めていくってところでは、そういったその我々行政職のようにいろいろな職場を経験した職員というのも、公民館で活躍できるというふうに考えております。

先ほど言われた専門性につきましては、会計年度任用職員もその公民館主事ということで採用させていただきますので、資格と経験で——身分はちょっと違いますけれども、専門職というふうなことで認識できるというふうに思っております。

○松永憲明委員

そうすると、将来的に、公民館の職員さん、館長さんを除いてですね、公民館の職員さんが、2人体制で行ったとした場合ですね。2人とも、市の一般職員でそこに勤務されるということがありうるってことですかね。

○大坪公民館支援課長

定員管理とかということを見ると、一般職が2人公民館にいるっていうのは、今後だんだんと難しくなっていくんじゃないか……2人だったら1人一般職で、1人が会計年度っていうふうな配置になるというふうに考えております。

○古賀地域振興部長

まず、松永委員が言われたのは、もし2人体制だったらという仮定でのお話だと思うんですけども、確かに今専門職主事がおりまして、今後、専門職主事の採用はしないというふうにしております。ですから、退職を迎えるとだんだん専門職主事は減っていくということになります。そうすると、補充はやっぱり正規職員もしくは会計年度任用職員になると思うんですね。当然、社会教育主事の資格を持っていない職員も行くことになると思います。地域委託をやる前、正規職員で直営でやっておりました、そういった形になると思います。正規職員と、足りない部分は会計年度任用職員で補うという体制になるというふうに思っております。以上です。

○松永幹哉委員長

ちょっと答弁が来るみたいです。はいどうぞ。

○公民館支援課公民館支援係長

専門職主事と会計年度任用職員の給与の差、待遇の差というところで説明をさせていただきます。専門職主事について、採用された年次によって若干違いますけども、月給掛ける12カ月、それと、期末手当が1カ月掛ける2回というところで、残業手当等は加味せずに。大体、年間に330から340万円ということになります。会計年度任用職員については、前歴等を加味して金額が変わるものですが、はっきりしたところはちょっと申し上げられませんが、月収掛ける12、それから期末手当が1.3月掛ける2回ということで、大体200万ちょっと超えるくらいということになります。ただ、勤務時間については、専門職主事が1日7時間、それから会計年度任用職員は6時間ということで、1時間の差がございます。以上です。

○村岡副委員長

これだけの差がある、個々によって状況が違うので差があるっていうのは、大体明らかだったと思うんですね。その上で、今回の正規職員への試験という部分をしっかり考えたときに、当然会計年度任用職員より市職員になるというのが有利であるというのは、多分、皆さんそう思われたと思うんです。要はこの説明の部分で、議会のほうにされた説明でもそうですし、専門職主事の方にした説明でも、少し言葉的に足りてなかったんじゃないかなっていうのが——どうしてっていうふう考える

ところなんですよね。なので、それは表現の稚拙さとかいろいろあるかと思うんですけども、その誤解を与えるような表現をされていなかったかなっていう部分が一つ考えられるんですけども、私の認識としても、大多数の方がっていう部分で大丈夫というような受けとめ方をしましたし、専門職主事の方もそのような受けとめられ方をしていたということであれば、やはり説明にあつての言葉の表現というのにちょっと誤解を与えるようなところがやっぱりあったんじゃないかなというのが疑問として残るんですけども、その点についてそういう表現ではなかったというふうに思われますか。

○大坪公民館支援課長

繰り返しになりますけれども、今回の試験の実施につきましては、職員の中から、非常勤職員としての身分に対する不満ですとか、あと、昨年変わりました地方公務員法の制度改革で、不安感があるという多くの主事の声を受けまして、正規職員化という方向で検討をさせていただいて、市としてこの方針で進んでまいりました。専門職主事につきましては、選考試験を実施します。合格ラインに達したものが合格になる、正規職員になりますって説明はさせていただいておりますので、私たちの説明の中で全員の合格を保障しますということは一切なかったというふうに思っています。

○平原委員

今回の試験で2人が不合格になっているわけですけども、この方々のキャリアというのは平成18年4月からっていうことで、もう10年以上、現場のほうでも非常に御尽力されてるんだらうなと思うんですけども、不合格となったこの2人については、今後どういう取り扱いといたしますか、その辺はどうなっていくんですか。もう3月まで終わってしまう、4月から知りませんよみたいな感じになってしまうのかなって、自分はそういうふうな解釈をしてるんですけど、その辺どうなるんですかね。

○大坪公民館支援課長

60歳未満の専門職主事につきましては、3月31日で、その身分はなくなることになります。

○松永幹哉委員長

だから、どういうふうにそれを思っているかっていうこと。

○大坪公民館支援課長

会計年度職員等を希望いただいて、受験をしていただければというふうに思っております。

○久米勝博委員

佐賀市の人事異動の中でそういったことあるんですか。途中で試験を受けて、もう、試験に落ちたからもう終わりですという人事はあるんですか。

○大野人事課長

途中で試験を受けるということがそもそもありませんので、そういうことはありません。

○松永幹哉委員長 はい、久米委員。

○久米勝博委員

そしたら、また話の最初に戻ってしまうんですけども、選考試験の意味と言うか意義ですね。やはり、そこで皆さんが思われてるようなことになってしまうんですけども、部長、今回の公民館主事の選考試験に対して、いろいろ話を聞かれてどう思われますか。ここまでのような意見が出てまして。

○松永幹哉委員長

久米委員、部長は2人いますが。

○久米委員

総務部長。

○池田総務部長

この選考試験については、人事課と公民館支援課のほうと協議をしながら進めていたわけなんですけども、先ほどから申し上げておりますとおり、公務員の採用っていうのは、競争試験か選考かということ、この二つでしか採用はできません。

今回、選考試験自体めったにしないんですけども、今まで公民館主事として勤めてきていただいたということをもって、公務員主事の中だけで選考という結果。ただ、繰り返し人事課長も述べてお

りますけれども、全員が採用できるものではないですよということ、一定程度の水準を定めた形でそれをクリアしていかなければならないというのが選考の基準でございます。今回、全員に合格していただきかったという気持ちは公民館支援課も人事課も同じとは思いますが、結果として、2人の不合格者が出てしまったということでございます。以上でございます。

○福井委員

結果としてはそういうふうな思いでおられるのはわかるんだけど、先ほど公民館支援課の課長も言われたようにね、確かに、こういった結果を通じて、公民館長も予想外というふうなことを漏らしている館長もいらっしゃる。専門職の方がおられなくなったりとか穴があいたりされるところもあるでしょうと。しかしそこは、臨時補充しながらやっていくということでもありますけど、ただ、先ほど不合格になった、15年以上やってらっしゃる方の穴は、そう簡単に埋まるもんじゃありませんよ。そういうことを含めるとね。現場の声というのは——この人事制度、確かにそれはそれで、私どもも一定の評価はするんだけど、それと公民館の現場の声というものの間っていうのも、ものすごく大きな差が出てきてるしギャップもあるだろうと。その辺を公民館支援課っていうのは、しっかり対応していかないと、コロナ禍の時代だから、そう簡単にいかないかもしれんけど、なかなか盛り上がっていかんでしょうと。また、社会教育という分野を含めてね。やっぱりその大きな課題を突きつけられている状況ですのでね。その辺は本当の意味で、公民館支援課が全力を挙げてやっていかないと、なかなか現場と齟齬が出てきてしまうんじゃないかということを思います。その辺を、本当の意味で、どんなふうに考えておられるか、改めてちょっとそこをもう一度、ちょっとお聞かせ願えますか。

○大坪公民館支援課長

はい。そこにつきましては、館長、それから職員、それと地域の方とも十分話をさせていただきながら、事業を進めさせていただきたいというふうに思います。

○白倉委員

これ参考のために。私はやっぱり補欠6の方とかがちょっと気になったりするんですね。適切な試験をされて、地域の貢献度なんか考えられながら決められたんでしょうけれども、きのう、冒頭、部長がわびられました公民館の主事、この中のどこに入ってらっしゃるんですか。これ参考のために聞かしてくださいよ。これも限られた人数の中で動かしていくんだから。

○松永幹哉委員長

白倉委員。これは個人情報保護法も含めて、微妙な問題かなというふうに思います。ですから、執行部の判断で答えられると思えば答えてください。じゃなかったら、答弁は控えて結構です。

○白倉委員

その方に対する個人情報ということ。

○池田総務部長

申しわけありません。いろいろ個人情報その他含めて、答弁は控えさせていただきます。

○村岡副委員長

いわゆる試験の結果として、佐賀市としては採用に足りないというような判断をされたのが、不採用の方という佐賀市の評価になると思うんですけども、現実問題として、その方は現在専門職主事としてお勤めいただいている、その立場は3月31日までは保障された立場なんですけども、その点どう考えたらいいのか。佐賀市としては不適切と判断した方を雇用している状態に今からはなってしまうっていうことを、そういう判断をされたということについては、こちらとしてはどういうふうに捉えたらいいんですかね。

○池田総務部長

今まで公民館主事として働かれていた部分、ここはもう実績としてあります。今回の試験っていうのが、市役所の正規職員としての公民館主事ということで、今後ほかの一般職と同じような形の勤務、例えて言いますと災害対応ですとか、選挙事務ですとか、場合によってはことし国勢調査がありましたけども、国勢調査の指導員とか、そういったことをひっくるめて、佐賀市の一般職員と同じような

感じの責任も生じてくる。今のところ、異動は想定しておりませんが、今後、社会教育所管の事務とかの部分もある可能性もありますので、そういったのをひっくるめての試験でございます。決して、今やってる仕事とか、公民館の仕事を否定するものではございません。以上でございます。

○村岡副委員長

当然それはわかるんですけども、ただ、結局周りからの評価というのは、そういうふうにはしか見られないという現実があるじゃないですか。その分について、やはり、そういう目でその方は見られてしまうという状態が3月いっぱいまで続くということについて、お伝えの仕方だとか、そういった部分については少し配慮がなかったんじゃないかなっていう部分を、私としては感じるんですけども。その点どうですかね。

○池田総務部長

通知の結果っていうのは、あくまで公開しておりませんので、通知の状況はもう本人にしかわかりません。本人がしゃべってない限りは。

○松永幹哉委員長

私から1点よろしいですかね。前回の研究会で選考試験という質問に対して、課長が、人事評価をしているという答弁とともに、平成18年から雇用しているので、当然公民館主事としての研修は十分に積んでいるので、選考試験を実施しても十分職員として任用できるものだというふうに考えているっていうふうに答弁があったんですね。それを受けて我々も、任用の方向に、委員会としても、課長のその答弁で、そういうふうに考え方が私たちにも伝わった。ということは、結果的には、責めるわけじゃないんですけど、考え違いだったっていうふうな認識ですか。

○大坪公民館支援課長

この選考試験をする理由として、公民館での勤務、それから人事評価っていうことで、この専門職主事だけの試験が実施できるということで説明をさせてさせていただきました。この説明をした時点では、先ほどから言っておりました合格のラインがありますというお話をさせていただいておりましたけれども、全員が合格ラインを超えて市の職員になっていただけたという、私の希望の部分が含まれていますが、そういうふうに思っておりましたので、私の表現が、誤解を招くようなことになっているということでしたら、大変申しわけなく思っています。

○松永幹哉委員長

確かに任用できるものっていうふうに発言があったということは、当然、任用するんだなっていうふうにとるわけですよ。だから、その疑義の中で、今、我々総務委員会だけじゃなくて、それを各会派に持ち帰ってみんなが聞いている範囲の中では、少なくとも、職員は任用ができるんだ、そういう仮定の中での選考試験なんだっていう、そこがあったこと、それから、実際試験を受ける主事にもそのことがあったこと、あるいは公民館長にもそういうふうな思いが伝わっていること。この疑義についてはですね、やっぱり、そういうことを招いたことは間違いないんですよ。みんなが合格するんだと。それは選考試験ですからわからないと言ってしまうばそうなんだけれども、1番最初に、そういう思いをみんなに抱かせたというのは、これは否めないんじゃないかと思うんですけども、そこ何かあったらどうぞ。

○大坪公民館支援課長

繰り返しになりますけれども、選考試験、あくまで試験ですので、合格を保障するというものではないということは、私はそう思ってお話をさせていただいておりますし、専門職主事につきましても、昨年10月に、合格ラインに達した者は全員合格という話をしておりますので、保障するという点については、それは、そういった意味で発言はしておりません。

○松永幹哉委員長

ただ、結果的にですね、そういうふうにとらえた、こういう質問に至ってるということなんですよね。だからその辺はどう考えているのかと、もう1回答弁できますか。

○大坪公民館支援課長

その部分につきまして、研究会のときに、任用できるっていう部分について、全員が合格ラインに達していただけるものっていう部分の発言が足りていなかったっていうところについては、申しわけなく思っております。済みませんでした。

○福井委員

残念に思うっていうこともそうなんだけれども、一つの課題というものが今回の流れを通して見えてきてなかったのではないかなと。課題ということで部長たちにお伺いしたいんですけど、今回の一連の動きについて、どのようにとらえているのか。つまり、こういう現実になってきたことについて、今後の市政のあり方の一環として、課題がこういうことなんだなということを——問題意識を持っておられたとすれば、その辺をお聞かせ願いたいと思います。いやもう全く問題なし、このままで、これはよい政策であったというふうに理解されてるならそれでも結構ですけど、その辺、恐らく課題が私はあると思うんですよね。どのように理解されているのか。

○池田総務部長

再三御指摘を受けておりますように、今回、受験する公民館主事の皆さんへのお話の中、それから、6月議会の中でのこちらからの説明、この部分にちょっと足りない部分があつての結果ではないかと思っております。以上でございます。

○平原委員

不合格になった2人に対しては、会計年度のほうにお誘いをされてるっていう話だったんだけど、そのお2人の方がこの制度を活用するという意味は今の時点で出してるんですか。恐らく、そういうお誘いをしても乗ってこれない、恐らくその制度は活用しない、応募しないんじゃないかなっていうふうに思いますけどですね。だとすると、この2人はもう来年の3月31日で身分をなくす、職場がなくなるということになってしまう。これは、ある意味、行政不信につながる可能性というのを秘めてるんじゃないかなって思うんですよね。皆さん方の意見を聞く中で、6月議会の研究会の折にも、僕らは一つ、信頼関係下に立って安心してたんですよ。試験はするだろうけど、皆さんあがってそのままされるものだというふうに、言葉には出さないにしても、みんなそういうふうなニュアンスを受けたわけですよね。今回お2人不合格となって、会計年度をお勧めしてますって言われてますけれども、繰り返しになりますけど、その方が応募して、その待遇で職場に復帰しても、職場もぎくしゃくしてっていうか、モチベーション上がらなくてやりにくいというのが、もう何か想像できるんですよ。そういう環境をつくってしまったというところはですね。本当に立ちどまって考えていただきたいなというふうに思います。以上です。

○松永幹哉委員長

ほかに質問がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは質疑がないようですので、執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

委員の皆様にお諮りしますが、この後の所管事務の進め方としてですね、まず委員間討議をしたいと思いますが、そのあと、会派のほうでも協議をしなければいけないと思います。ですから、きょうはこの後共通の認識程度までの委員間討議をしながら、1度、きょうは会議を閉めまして、そのあと会派に持って行ってもらい、そういう協議をした後ですね、調整ができれば再度、この件についてまとめていうか、そういう形で委員間討議を再開し、最終的にどういうふうなまとめ方をするかということをお話し合いたいと思います。まずは、きょうの内容について、皆様のほうからありましたら討議をお願いします。

○平原委員

委員間討議、もう結構かと思えます。それで、先ほど委員長おっしゃられましたように、それぞれの会派でこれを持ち寄って報告しながら、会派の意見も取りまとめる作業も必要かと思えますので、事務局の方申しわけありませんけど、きょうの質問が出て、どういう意見が出たかとか、そういったのをペーパーにしていいただければ、非常に会派内の周知はできやすいのかなと思えますけど、その辺

いかがでしょうか。

○松永幹哉委員長

当然必要だと思いますので、お忙しい中ですが、ペーパーにあげて皆様にまずは配付したいと思います。すぐにはちょっと無理かなと思いますけど。ほかに皆さんから何か、きょうのことについて、あるいは、次の委員間討議についてのことで、何かございましたら。

○白倉委員

委員間討議は、その議事録をちょっと参考のために出してもらってから後の話ですね、きょう今からでなくてですね。

○松永幹哉委員長

今日言いたいことがあればどうぞ。

○白倉委員

そういうわけじゃじゃなくて、ちょっとやっぱりね——次のときで結構です。そのあとまた委員会が聞かれるでしょうから。執行部に何か申し入れがあるなら、早いほうが恐らくいいでしょうから。

○松永幹哉委員長

そうしますと、きょうはですね、執行部への質疑等を行いまして、ここは聞いておきたい、まだまだ聞いておきたいとか、あるいはそういうことがございましたら、早目に言っていただきたいと思います。執行部との調整、聴取の調整もごさいますので、確認が必要な意見があったときには、再度、正副委員長でもいいですし、事務局でもいいですし、そこはお知らせを願いたいと。

○白倉委員

例えば、公民館主事に関してのところ、男女を聞くのは別に差し支えないですか。男性、女性。例えば21人、合格の、現在が、男性何人、女性何人、29人ですね。合格が21が男性何人、それは別に差し障りないですね。必要性は、そう言われたら……

○松永幹哉委員長

性別がですよ、この間の、我々が研究会で受けた男女共同参画の中で、アンケートについては性別を今からは問わないようにするというような改革がなされてるんですよ。

○白倉委員

そのバランスを知りたいなと思っただけのことであって、令和3年度から始まるころの。じゃあ結構です。いずれわかることですから。

○松永憲明委員

今回不祥事があった公民館主事さん、懲戒免職っていうことになってるわけですけども、そのあとの補充は、すぐ出されるのかなと思って。それ聞こうかと思って忘れちゃったけど。

○松永幹哉委員長

それについては確認できると思いますので、事務局のほうからそれは確認をします。

あとは会派、会派協議も含めて、執行部に聞くことがありましたらまた再度、連絡をしていただきたいと思います。ということで……

○福井委員

6月のことのを、ちょっと課題としてあがったと。だからその辺も含めて、今回だけじゃなくて、もう流れでまた、課題として取り上げていく……

○松永憲明委員

6月で課長が言った、あれと同じようなニュアンスで、公民館職員には説明をしている。だから公民館職員の人たちは、そういうことならば、全員合格するんだというふうに思い込んであるとですよ。

○白倉委員

委員間討議ですから、すいません、もうざっくばらんにですけれども、松永委員は、ニュアンスみたいに、職員に説明しているとですよって断言されてますですよ。でも、こっちはやっぱり試験だから、とってほしいという希望はあってもってということで説明してますと言われてますですよ。で

すから、松永憲明委員が同じようにそういうふうな説明をしないとですよって言われるところの根拠は何ですか。

○松永憲明委員

直接聞いたから。

○白倉委員

それは1人から、2人から、3人から、4人から。

○松永憲明委員

複数の人から。だからね、そこのところかね、きちっとして認識できるのかどうかっていうのを、私大事なことだと思うんですよ。我々が感じたことと、現場ではどうだったのかってところが。

○松永憲明委員

場合によっては公民館職員の人にここに来ていただくということもある。

○白倉委員

だけどそこはね、なんかね、こう……

○松永憲明委員

証人喚問。

○白倉委員

どういうふうなあれでこういうあれかなというのは、しっかり確認してきたかったもので。

○久米勝博委員

確認したごと説明

○松永憲明委員

言ったって言いんさったでしょ。

○中山委員

そいぎんた、謝りましたってね。

○福井委員

それが末端までどうかと。その後は別の問題になります。

○白倉委員

やっぱ複数から聞いてるっていうことやね。複数から聞いて……

○中山委員

言葉のあやでさ。

○白倉委員

まあ、1人じゃなくてね。なるほど、わかりました。

○松永幹哉委員長

それでは、委員のほうからは、ほかにないようですので、委員外議員の方々が今反応されましたけども、何かございますか。

○委員外議員（江頭議員）

内容、そして3年ごと、ずっと自動更新していったんでしょ。そこは書いてあるように、適当じゃない方だけはだめだみたいな書き方されているんだけど、その契約条件のところに、適性検査が変更で今回入ったわけですね。それまでは、ずっと3年自動更新でやってきているその契約の条件がどうやったのかってところは資料請求して、その当時の契約。

○白倉委員

何で適性検査がここで行われる、変更が急に入ったわけでしょう。ずっと平成18年から、その、落とされた人の2名ってというのは……

○松永幹哉委員長

会計年度

○委員外議員（江頭議員）

何でここに今回選考試験を行う理由というのが聞いていてわからなかった。

○松永幹哉委員長

それについては幾らか答弁がありますし、何でこのことをするんだっていう、委員会の内容の中にカッコ書きに、会計年度任用制度も含めて、制度の見直しが必要だからという理由が述べられておりました。その辺は、もう一度確認をします。他の委員外の皆さんいいですか。

○委員外議員（山口議員）

こういう言い方をすると失礼かもしれませんが、この12月の場でもう終わったことをいくら議論しても一緒なのかなと。この6月の研究会の時に、もっと議論をしとかなければいけなかったんじゃないかなと。ただし、今日聞いてようやく初めてわかりました。そういう説明しかあっていないという。うちの会派の中でも、まったく問題視されませんでした。結果が出て、じゃあどうするんだということ。私個人的には非常に憤りがありまして、この制度、今回やったこと一切もう白紙撤回しろと。それで、来年もう一回見直して、やれるところはせろっていうぐらいまでですね。ちょっと中見たいなっていう憤りを感じています。2名の不合格者が今までの契約でずっときているのが来年の3月いっぱいでもうあなたたちはいりませんって、そんなことが許されるわけじゃないじゃないですか。そこはぜひ委員会の中でも、もっと声を大きくして言っていただければなと思います。

○松永幹哉委員長

はい、皆さん賜ったということでした。それでは、これで、本日の総務委員会を終了いたします。お疲れさまでした。